

「社会福祉法人 ゆめさき会」利用契約書

(以下「利用者」といいます。)と社会福祉法人ゆめさき会 (以下「事業者」といいます。)は、利用者に対して提供する障害福祉サービス事業(以下「サービス」といいます。)について、次のとおり契約します。

なお、利用者は事業者に対し、本契約に際して、利用者及び身元引受人等が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業社員、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。また、事業者は、利用者及び身元引受人等が反社会的勢力の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出します。

(契約の目的)

第1条 この契約は、知的障害者福祉法令及び障害者総合支援法の趣旨に基づいて、事業者が提供するサービスの内容を明確にし、利用者と事業者の双方の理解と合意のもとにサービスが適切に提供されることを目的とします。

(サービスの内容)

第2条 事業者は、別紙「重要事項説明書」に定める生活介護、施設入所支援、共同生活援助、短期入所、日中短期入所のサービスを実施します。

2 事業者は、「個別支援計画」に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービスを提供します。

3 サービスの提供は、事業者の生活支援員、看護職員等の従業者があたります。

4 事業者は、日常生活上の援助や日中活動支援に当たっては、利用者の自立支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行います。

5 事業者は、利用者の食事に関し、利用者の栄養、身体状況及び嗜好を考慮するとともに適切な時間に食事を提供します。

6 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(契約期間)

第3条 この契約の期間は、サービス等利用計画に準じた期間とします。ただし、契約期間内であってもサービス等利用計画に変更があった場合はその期間とします。

2 この契約の契約期間満了日の30日前までに、双方から文書による契約終了の申し入れ

がない場合には、この契約は同一の条件で更新されるものとし、以降も同様とします。

(個別支援計画)

第4条 サービス管理責任者は、利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

2 個別支援計画作成後においても、計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

3 個別支援計画を作成又は変更したときは、利用者及び身元引受人等に個別支援計画の内容を説明し、文書により同意を得ます。

(相談及び援助)

第5条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(健康管理)

第6条 事業者は、常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

(入院期間中等の取扱い)

第7条 事業者は、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合等であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者の希望等を勘案し、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再びサービスを利用することができるよう市町村と協議します。

(退所時の援助)

第8条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際は、利用者の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を考慮し、利用者の円滑な退所のために必要な援助を行います。

2 事業者は、サービスの提供の終了（解約の場合も含みます。）に際し、終了の旨を援護実施者（市町村）に連絡します。

(安全配慮義務)

第9条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

第10条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに協

力医療機関又は利用者の指定する機関での診療を依頼します。

- 2 前1項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者の秘密を保持する義務を負います。

- 2 事業者は、従事者が退職後正当な理由がなく在職中知り得た利用者の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

(利用料金)

第12条 利用者は、サービスの対価として市町村が定める利用者負担額を事業者に支払います。ただし、利用者負担額を除いた介護給付または地域生活支援給付については、利用者に代わり事業者が市町村より代理受領します。

- 2 事業者は、利用者が希望する特別なサービスに要する費用の支払を利用者に請求できます。
- 3 事業者は、サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料金の支払方法等)

第13条 利用者は、サービスの提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計額を、月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額を、翌月10日までに利用者に請求します。
- 3 利用者は、当月の利用料金の合計額を、翌月20日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から利用料金の支払を受けた時は、利用者に領収書を発行します。

(契約の終了)

第14条 利用者は、30日以上予告期間において文書で施設に通知することによりこの契約を解約することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は、文書で通知することにより直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しないとき。
 - (2) 事業者が守秘義務に違反したとき。
 - (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行ったとき。
 - (4) 事業所が閉鎖したとき。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただ

し、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) 利用者が事業者を支払うべきサービスの利用料金を6ヶ月以上滞納し、期限を定めて再三催告したにもかかわらず、その期限までにサービス利用料の支払いがないとき。
- (2) 利用者が病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。
- (3) 利用者がこの契約を継続し難いほどの不信行為を行ったと認めるとき。
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により施設を利用させることができない場合。
- (5) 利用者及び身元引受人等が反社会的勢力と判明したとき。

3 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第15条 事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、関係市町村、身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 事業者は、サービスを提供する上で、この契約の条項に違反し、又は事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合には、不可抗力の場合を除き、その損害を速やかに賠償する義務を負います。

ただし、利用者の側に重過失がある場合については、損害賠償の額を減ずることができません。

3 事業者は、万が一の事故発生に備えての損害賠償責任保険に加入します。

4 利用者の責めに帰すべき理由によって事業者が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は連帯して事業者に対して、その損害を賠償することがあります。

(情報の保存)

第16条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了後5年間保存します。

2 利用者は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。

3 利用者は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けることができます。

ただし、複写に関しては、事業者は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第17条 利用者は、事業者が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口に苦情を申し出ることができます。

事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、申出人に文書で報告します。

2 事業者は、利用者が苦情申し出をした場合に、これを理由として利用者に対し、一切の

不利益を与えません。

(虐待防止のための措置)

第18条 事業者は、利用者への身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(身元引受人)

第19条 事業者は、利用者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし、社会通念上、利用者に身元引受人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元引受人は、この契約に基づく利用者の事業所に対する一切の責務につき、利用者と連帯して履行の責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者協力すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、事業者と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(3) 利用者が死亡した場合の遺体の引取り、遺留金品の処理その他必要な措置。

(その他)

第20条 この契約に定めない事項については、知的障害者福祉法その他の関係法令に従い利用者及び事業者が信義に従い誠実に協議して決定します。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業者が記名押印の上、各自その1通を所持します。

年 月 日

事業者 姫路市夢前町苧野1784番地の1
社会福祉法人 ゆめさき会
理事長 粉原 和生 ⑩

利用者 住所
氏名 ⑩

後見人等 住所
氏名 ⑩
利用者との関係

身元引受人 住所
氏名 ⑩
利用者との関係